土屋ケアカレッジ　　重度訪問介護従業者養成研修　統合課程（通学通信形式）学則

（事業所の名称･所在地）
第1条　本研修は次の事業者が実施する。
　株式会社　土屋　岡山県井原市井原町192番地2久安セントラルビル2階
（事業所）
土屋ケアカレッジ名古屋教室　（指定事業者番号：愛障165号）
愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目10番9号山善ビル6階
電話　050-3138-2024

（目的）
第2条　地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）
第3条　前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。
　重度訪問介護従業者養成研修　統合課程（通学通信形式）

（研修事業の名称）
第4条　研修名称は、次の通りとする。
　土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

（受講対象者）
第5条　受講対象者は次のものとする
　東海圏または東海近郊在住、通学可能なもの

（研修期間）
第6条　令和6年4月1日～令和7年4月1日の期間中51回開催（別紙1）
なお、当該期間にかかわらず、研修日程3日目は各回1日目受講日から2ヶ月以内の日とする。

（募集時期）
第7条　募集開始　令和6年2月1日（すべての回の受講を受け付ける）
　　募集締切　研修回開始日の前日

（受講定員）
第8条　20名

（研修参加費用）
第9条　研修参加費用は次のとおりとする
　1　受講料　30，000円（税込み、テキスト代含む）
　2　納付方法　一括納入（納入方法は銀行振込･クレジットカード決済のいずれかとする）
　3　納付期限　受講開始日まで

（使用教材）
第10条　研修に使用する教材は次のとおりとする。
　　喀痰吸引等研修テキスト　全国自立生活センター協議会
（研修カリキュラム）
第11条　研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙2「カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）
第12条　前条の研修を行うために使用する講義および演習･実習会場は、次のとおりとする。

講義･演習：土屋ケアカレッジ　名古屋教室
（愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目 10 番 9 号山善ビル　6 階）

実習：土屋ケアカレッジ　名古屋教室
（愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目 10 番 9 号山善ビル　6 階）
ホームケア土屋　東海
(愛知県岡崎市康生通東 2 丁目 41 昴ビル 5F)
ホームケア土屋　岐阜
(岐阜県岐阜市長住町 8-24 アシスト第 2 岐阜マンション 201 号室)
ホームケア土屋　三重
(三重県四日市市久保田 1 丁目 1-27 安達ビル 1 階西)
ホームケア土屋　静岡
(静岡県静岡市駿河区八幡 5 丁目 13-2 ベグヴァーム八幡 401)

★新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、受講者が一堂に会した講義（科目内において演習と合わせて実施される講義を除く。）に変えて、通信（オンライン）方法による講義を行うものとする。

（担当講師）
第 13 条　研修を担当する講師

【講義･実習】	【講義･演習】
･大山　敏之	
･吉岡　理恵	･長谷川　信子
･宮本　武尊	･齋藤　みさを
･伊藤 辰也	
･星　敬太郎	
･堀塲　真由美	
･中村 有志	
･角南 成禅	
･堀内このみ	
･林祟	
･渡邉良平	

（科目の免除）
第 14 条　科目の免除は行わない。

（修了の認定）
第 15 条
1．修了の認定は、第 8 条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上（100 点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2．2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

3．不適切と判断された場合、失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

（研修欠席者の扱い）

第 16 条　理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

（補講の取り扱い）
第 17 条　研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律 5,000 円を受講者の負担とする。

（受講の取り消し）
第 18 条　次に該当する者は、受講を取り消すことができる。
1　学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
2　研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
3　重度訪問介護従業者として適性に欠く者
4　反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

（修了証明書の交付）
第 19 条　修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）
第 20 条　修了者管理については、次により行う。
1．修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、愛知県が指定した様式に基づき知事に報告する。
2．修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

（研修事業執行担当部署）
第 21 条　本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

（その他留意事項）
第 22 条　研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
1　研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。
5　運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示

2　研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局　苦情担当窓口
電話　050-3138-2024
3　事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4　講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

（施行細則）
第 23 条　この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は令和6年2月1日から施行する。

別紙 1
【研修期間】
第 1 回　2024 年 04 月 01 日（月）、2024 年 04 月 02 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 2 回　2024 年 04 月 08 日（月）、2024 年 04 月 09 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 3 回　2024 年 04 月 15 日（月）、2024 年 04 月 16 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 4 回　2024 年 04 月 22 日（月）、2024 年 04 月 23 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 5 回　2024 年 04 月 29 日（月）、2024 年 04 月 30 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 6 回　2024 年 05 月 06 日（月）、2024 年 05 月 07 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 7 回　2024 年 05 月 13 日（月）、2024 年 05 月 14 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 8 回　2024 年 05 月 20 日（月）、2024 年 05 月 21 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 9 回　2024 年 05 月 27 日（月）、2024 年 05 月 28 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 10 回　2024 年 06 月 03 日（月）、2024 年 06 月 04 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 11 回　2024 年 06 月 10 日（月）、2024 年 06 月 11 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 12 回　2024 年 06 月 17 日（月）、2024 年 06 月 18 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 13 回　2024 年 06 月 24 日（月）、2024 年 06 月 25 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 14 回　2024 年 07 月 01 日（月）、2024 年 07 月 02 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 15 回　2024 年 07 月 08 日（月）、2024 年 07 月 09 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 16 回　2024 年 07 月 15 日（月）、2024 年 07 月 16 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 17 回　2024 年 07 月 22 日（月）、2024 年 07 月 23 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 18 回　2024 年 07 月 29 日（月）、2024 年 07 月 30 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 19 回　2024 年 08 月 05 日（月）、2024 年 08 月 06 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 20 回　2024 年 08 月 19 日（月）、2024 年 08 月 20 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 21 回　2024 年 08 月 26 日（月）、2024 年 08 月 27 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 22 回　2024 年 09 月 02 日（月）、2024 年 09 月 03 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 23 回　2024 年 09 月 09 日（月）、2024 年 09 月 10 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 24 回　2024 年 09 月 16 日（月）、2024 年 09 月 17 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 25 回　2024 年 09 月 23 日（月）、2024 年 09 月 24 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 26 回　2024 年 09 月 30 日（月）、2024 年 10 月 1 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 27 回　2024 年 10 月 07 日（月）、2024 年 10 月 08 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 28 回　2024 年 10 月 14 日（月）、2024 年 10 月 15 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 29 回　2024 年 10 月 21 日（月）、2024 年 10 月 22 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 30 回　2024 年 10 月 28 日（月）、2024 年 10 月 29 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 31 回　2024 年 11 月 4 日（月）、2024 年 11 月 5 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 32 回　2024 年 11 月 11 日（月）、2024 年 11 月 12 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 33 回　2024 年 11 月 18 日（月）、2024 年 11 月 19 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 34 回　2024 年 11 月 25 日（月）、2024 年 11 月 26 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 35 回　2024 年 12 月 2 日（月）、2024 年 12 月 3 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 36 回　2024 年 12 月 9 日（月）、2024 年 12 月 10 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 37 回　2024 年 12 月 16 日（月）、2024 年 12 月 17 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 38 回　2024 年 12 月 23 日（月）、2024 年 12 月 24 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 39 回　2025 年 01 月 06 日（月）、2025 年 01 月 07 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 40 回　2025 年 01 月 13 日（月）、2025 年 01 月 14 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 41 回　2025 年 01 月 20 日（月）、2025 年 01 月 21 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 42 回　2025 年 01 月 27 日（月）、2025 年 01 月 28 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 43 回　2025 年 02 月 03 日（月）、2025 年 02 月 04 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 44 回　2025 年 02 月 10 日（月）、2025 年 02 月 11 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 45 回　2025 年 02 月 17 日（月）、2025 年 02 月 18 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 46 回　2025 年 02 月 24 日（月）、2025 年 02 月 25 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 47 回　2025 年 03 月 03 日（月）、2025 年 03 月 04 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 48 回　2025 年 03 月 10 日（月）、2025 年 03 月 11 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 49 回　2025 年 03 月 17 日（月）、2025 年 03 月 18 日（火）、3 日目は実習先の都合による

第 50 回　2025 年 03 月 24 日（月）、2025 年 03 月 25 日（火）、3 日目は実習先の都合による
第 51 回　2025 年 03 月 31 日（月）、2025 年 04 年 01 日（火）、3 日目は実習先の都合による

※研修日程 3 日目は各回 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。

別紙２

カリキュラム（重度訪問介護従業者養成研修統合課程）

	科目名	時間	
１日目	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	２	オンライン講義
	基礎的な介護技術に関する講義	１	オンライン講義
	コミュニケーションの技術に関する講義	２	オンライン講義
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害　と支援に関する講義・緊急時の対応及び危　険防止に関する講義①	1.5	オンライン講義
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害　と支援に関する講義・緊急時の対応及び危　険防止に関する講義②	1.5	オンライン講義
２日目	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害　と支援に関する講義・緊急時の対応及び危　険防止に関する講義①	1.5	講義
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害　と支援に関する講義・緊急時の対応及び危　険防止に関する講義②	1.5	講義
	喀痰吸引等に関する演習	１	演習
	基礎的な介護と重度の肢体不自由者との　コミュニケーションの技術に関する実習	３	実習
	外出時の介護技術に関する実習	２	実習
３日目（利用者宅）	重度の肢体不自由者の介護サービス提供　現場での実習	３．５	実習

講義　11 時間
演習　1 時間
実習　8.5 時間

合計　20.5 時間

カリキュラム（重度訪問介護従業者養成研修統合課程）

科目番号	科目名	時間	標準カリキュラムから変更する場合の科目名及び時間数
Ⅰ　講義　１１時間			
8111	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	オンライン講義
8112	基礎的な介護技術に関する講義	1	オンライン講義
8113	コミュニケーションの技術に関する講義	2	オンライン講義
8114	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	1.5時間オンライン講義 1.5時間講義
8115	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	1.5時間オンライン講義 1.5時間講義
Ⅱ　演習　１時間			
8211	喀痰吸引等に関する演習	1	演習
Ⅲ　実習　８．５時間			
8311	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	実習
8312	外出時の介護技術に関する実習	2	実習
8313	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	３．５	実習

注　上記の内、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業における「基本研修」に相当する科目（8111・8114・8115・8211）については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日付け障発1111第2号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日付け社援発0330第43号。厚生労働省社会・援護局長通知）に準じて行うこととし、講義（11時間）修了後、筆記試験を行うこと。

別添様式３

講　師　一　覧

No1

講師氏名		現職、保有資格、実務経験		担当番号	担当科目名（略称可）
大山敏之 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義
				8112	基礎的な介護技術に関する講義
		保有資格	介護福祉士	8113	コミュニケーションの技術に関する講義
契約期間	定めなし	実務経験	19　年　7　か月		
宮本武尊 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	定めなし	実務経験	6　年　8　か月	8312 8313	
星　敬太郎 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	定めなし	実務経験	19　年　6　か月	8312 8313	
堀塲　真由美 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	2025年3月31日	実務経験	10年　11　か月	8312 8313	

注１　専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任とすること。
注２　契約期間欄には、講師と申請者の機関との契約期間に定めがない場合は「定めなし」と、定めがある場合は契約期間満了日を記入すること。

講　師　一　覧

No2

講師氏名		現職、保有資格、実務経験		担当番号	担当科目名（略称可）
長谷川 信子 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8114 8115	・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② ・喀痰吸引等に関する演習 ・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
		保有資格	看護師	8211	
契約期間	2025 年 3 月 31 日	実務経験	24　年　5　か月		
齋藤　みさを （専任・兼任）		現職	浜松とよおか病院	8114 8115	
		保有資格	看護師	8211	
契約期間	2025 年 3 月 31 日	実務経験	17　年　10　か月		
林　崇 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	2025 年 3 月 31 日	実務経験	14　年　1　か月	8312 8313	
渡邉　良平 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	契約期間の定めなし	実務経験	11 年　9 か月	8312 8313	

注１　専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任とすること。
注２　契約期間欄には、講師と申請者の機関との契約期間に定めがない場合は「定めなし」と、定めがある場合は契約期間満了日を記入すること。

別添様式３

講　師　一　覧

No3

講師氏名		現職、保有資格、実務経験		担当番号	担当科目名（略称可）
伊藤 辰也 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者との コミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	定めなし	実務経験	10　年　7　か月	8312 8313	
中村　有志 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	定めなし	実務経験	8　年　10　か月	8312 8313	
角南 成禅 （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	定めなし	実務経験	16 年　8　か月	8312 8313	
堀内　このみ （専任・兼任）		現職	株式会社土屋	8111 8112	
		保有資格	介護福祉士	8113 8311	
契約期間	2024年7月30日	実務経験	14年　　２か月	8312 8313	

注１　専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任とすること。
注２　契約期間欄には、講師と申請者の機関との契約期間に定めがない場合は「定めなし」と、定めがある場合は契約期間満了日を記入すること。